

中小企業省力化投資補助事業 公募要領の一部を改訂する公募要領新旧対照表（傍線部分は改訂部分）

中小企業省力化投資補助事業 公募要領

改訂後	現行
<p>1. 本事業の概要</p> <p>1-2. 定義</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 製品カテゴリ 「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に使用され類似の効能を発揮する製品でありその動作原理、外観、規模等において大きな差の無いものを総称するための分類を指す。 製品カテゴリは、工業会等が会員企業等の製品カテゴリへの登録の要望等を踏まえ、中小企業庁に対して登録申請を行い、中小企業庁が業所管省庁等と協議して認定を行う。その際、個々の製品カテゴリに対して、工業会等において承認を受けた省力化指数（当該製品カテゴリが対象業種の業務領域においてどのような省力化効果を生み出すか、定量的な説明を行う指数）が策定される。</p> <p><u>(注) 介護業を対象とした製品カテゴリについては、中小企業庁が業所管省庁と協議の上必要性が認められる製品カテゴリに限り、開設を認めること。（ただし、介護保険制度からの介護報酬を支払われている事業（本事業においては、以下「介護事業」という。）でしか利用が想定されない製品カテゴリについては、開設を認めない。）</u></p> <p>(中略)</p>	<p>1. 本事業の概要</p> <p>1-2. 定義</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 製品カテゴリ 「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に使用され類似の効能を発揮する製品でありその動作原理、外観、規模等において大きな差の無いものを総称するための分類を指す。 製品カテゴリは、工業会等が会員企業等の製品カテゴリへの登録の要望等を踏まえ、中小企業庁に対して登録申請を行い、中小企業庁が業所管省庁等と協議して認定を行う。その際、個々の製品カテゴリに対して、工業会等において承認を受けた省力化指数（当該製品カテゴリが対象業種の業務領域においてどのような省力化効果を生み出すか、定量的な説明を行う指数）が策定される。</p> <p>(中略)</p>
<p>2-3. 補助対象者</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 中小企業者(組合関連) 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人（企業組合等）であり、下記にある組合等に該当する法人。なお、該当しない組合や財団法人（公益・一般）及び社団法人（公益・一般）、医療法人<u>((3))</u> <u>③に該当するものを除く</u>及び法人格の無い任意団体は補助対象とならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>2-3. 補助対象者</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 中小企業者(組合関連) 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人（企業組合等）であり、下記にある組合等に該当する法人。なお、該当しない組合や財団法人（公益・一般）及び社団法人（公益・一般）、医療法人及び法人格の無い任意団体は補助対象とならない。</p> <p>(中略)</p>

(3) 「中小企業等」に含まれる「中小企業者」以外の法人 次のいずれかに当たる者を補助対象とする。 ①以下全ての要件を満たす特定非営利活動法人（NPO 法人） i) 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。 ii) 従業員数が 300 人以下であること。 iii) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第 5 条第 1 項に規定される 34 事業）を行う特定非営利活動法人であること。 iv) 認定特定非営利活動法人ではないこと。 v) 交付申請時点で補助金の事業に係る経営力向上計画の認定を受けていること。 ②以下全ての要件を満たす社会福祉法人 <u>(3)に該当する社会福祉法人は除く</u> i) 社会福祉法第 32 条に規定する所轄庁の認可を受け設立されている法人であること。 ii) 従業員数が 300 人以下であること。 iii) 収益事業の範囲内で補助事業を行うこと。 ③以下全ての要件を満たす介護事業を営む法人 i) 社会福祉法第 32 条に規定する所轄庁の認可を受け設立されている法人または医療法第 44 条に規定する都道府県知事の認可を受け設立されている法人であること。 ii) 従業員数が 300 人以下であること。 iii) 介護保険法に基づくサービスの範囲内で補助事業を行うこと。 ※ <u>iii</u> については、別途厚生労働省が発する事務連絡による。

2-4. 補助金等の重複について

以下に該当する事業や中小企業等は補助対象外とする。

- (1) ~ (5) (略)
- (6) その他の国庫及び公的制度からの二重受給
 - ・間接直接を問わず、（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が目的を指定して支出する他の制度（例：補助金、委託費、公的医療保険からの診療報酬 [\(2-3. \(3\) ③に該当する法人が受け取る診療報酬については除く](#)）、固定価格買取制度等）と補助対象経費が重複しているもの。
 - ・補助対象経費は重複していないが、テーマや事業内容が中小機構の「IT 導入補助金」と同一又は類似内容の事業（同じ業務プロセスに省力化製品を導入するもの）。
 - ・なお、これまでに交付を受けた若しくは現在申請している（公募申請、交付申請等すべて含む。）補助金及び委託費の実績については、これらとの重複を含んでいないかを事前によく確認すること。

(3) 「中小企業等」に含まれる「中小企業者」以外の法人 次のいずれかに当たる者を補助対象とする。 ①以下全ての要件を満たす特定非営利活動法人（NPO 法人） i) 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。 ii) 従業員数が 300 人以下であること。 iii) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第 5 条第 1 項に規定される 34 事業）を行う特定非営利活動法人であること。 iv) 認定特定非営利活動法人ではないこと。 v) 交付申請時点で補助金の事業に係る経営力向上計画の認定を受けていること。
--

2-4. 補助金等の重複について

以下に該当する事業や中小企業等は補助対象外とする。

- (1) ~ (5) (略)
- (6) その他の国庫及び公的制度からの二重受給
 - ・間接直接を問わず、（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が目的を指定して支出する他の制度（例：補助金、委託費、公的医療保険・[介護保険](#)からの診療報酬・[介護報酬](#)、固定価格買取制度等）と補助対象経費が重複しているもの。
 - ・補助対象経費は重複していないが、テーマや事業内容が中小機構の「IT 導入補助金」と同一又は類似内容の事業（同じ業務プロセスに省力化製品を導入するもの）。
 - ・なお、これまでに交付を受けた若しくは現在申請している（公募申請、交付申請等すべて含む。）補助金及び委託費の実績については、これらとの重複を含んでいないかを事前によく確認すること。